

「消費者ネットワーク岐阜」規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「消費者ネットワーク岐阜」という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を岐阜県各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1(コープぎふ内)に置く。

(目的)

第3条 この会は、岐阜県において①消費者被害の未然防止、②自立した消費者の育成、③消費者問題に関わる横のつながりの強化、④地方行政に消費者行政強化に向けた提言を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 第3条の目的を達成するため、学習会や情報交換を通して日常的に交流し、行政等に政策提起や要望の申し入れを行う。

(会員)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同し、世話人会議で承認を得た団体、個人を会員とし構成する。入会に際しては入会申込書により代表に申し込むものとする。なお、世話人会議は全体会議に、新加入の団体、個人を報告する。

(役員及び運営)

第6条 この会は、代表、副代表を置く。代表、副代表は世話人会議で選任し、全体会議で承認し、任期は1年とする。

第7条 この会は、運営機関として世話人会議を設ける。世話人会議は全体会議の決定に基づき付託または委託された事項を執行する。

- 1、世話人は全体会議において団体会員、個人会員から選任する。
- 2、世話人会は原則として毎月開催する。ただし、必要に応じて臨時で開催できる。

(事務局及び事務局長)

第8条 この会の世話人会議は事務を処理するため事務局を設置し、事務局長を選任する。会計管理のとりまとめも事務局長が行う。

(全体会議)

第9条 全体会議は団体会員の代表、個人会員によって構成し年1回開催する。ただし、代表が必要と認めた場合は臨時に開催できる。

- 1、全体会議では次の事項を審議する。
 - ・ 規約の変更、解散、合併。
 - ・ 事業計画及び収支予算。

- ・ 事業報告及び収支決算。
 - ・ 世話人、会計監査の選出、代表・副代表の承認。
- 2、全体会議の議事は原則として出席者の全員一致により決定する。参加会員で同意できない問題がある場合には、決定に先立ちその旨を表明し責任を免れることができる。

(財政)

第10条 この会は、団体会員、個人会員の会費と寄付を財政とする。会費の金額については別途定める。

(会計監査)

第11条 この会は会計監査を1名置き、会計監査は全体会議で選任される。任期は1年とし再任をさまたげない。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、2010年度は設立総会当日から、2011年3月31日までとする。

(運営規則の改廃)

第13条 「消費者ネットワーク岐阜」規約の改廃は全体会議で行う。

(設立)

第14条 この会は2010年9月11日に設立する。

附則 この規約は2010年9月11日より施行する。

以上

「消費者ネットワーク岐阜」覚書

1、会費

会費は、団体会員は年1口1000円、個人会員は年1口500円とする。

以上